

RCEPの概要と企業に 求められる対応

デロイト トーマツ税理士法人 パートナー 福永 光子
ディレクター 牧野 宏司

2020年11月15日、地域的な包括的経済連携RCEP（東アジア地域包括経済連携Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement - RCEP）がついに署名に至った。2012年11月に交渉立ち上げが宣言されてから、実に8年の時間を要したことになる。RCEPは日本、ASEAN加盟国（10カ国）、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランドが参加国¹となるFTA（自由貿易協定）であり、これが発効すれば、世界のGDP、貿易総額、及び人

口の何れも約3割に及ぶ巨大な経済圏が誕生することになる。日本にとっては中国、韓国と締結する初の協定となるのが大きな特徴だ。

RCEPの内容は、物品の貿易、原産地規則、税関手続並びに貿易円滑化、サービス貿易、投資、知的財産、電子商取引、政府調達、紛争解決等の多岐の分野に渡る。本稿では、取り分け企業にとって影響が大きい物品の貿易、および税関手続についてその概要と企業に求められる対応を述べる。

1. 物品の貿易

RCEP（編注：アールセップ）のような通商協定の最大のメリットは、締約国間における貿易の自由化、即ち関税の撤廃であろう。特に、我が国の重要な輸出品である工業品については、14カ国全体で約92%の品目について関税の撤廃が実施されることとなった。

また、上述の中国及び韓国において関税が撤廃される品目の割合は、中国は従前の8%から最終的に86%へ、同じく韓国は19%から92%へと大幅に上昇している。つまり、これだけの品目につき、即時撤廃若しくは段階的な引き下

げにより関税コストの削減が可能になる。

例えば、日本の主要輸出品である自動車分野については、乗用車は残念ながら一部を除いて中国、韓国ともに関税撤廃の対象から外れているが、中国はモーターやリチウムイオン電池の部材等の電気自動車用の部品、並びにエンジン部品等のガソリン車用の部品、併せて約87%の品目の関税が撤廃されることになり、これは対中輸出額としては約5兆円となる。同様に、韓国においても、自動車部品について約78%の品目、対韓輸出額として約1,900億円の

1 インドは交渉開始当初から交渉に参加していたが、2019年11月に交渉を離脱したまま、残る15カ国での交渉妥結および署名に至った。署名と同日に発表された共同宣言文では、付帯文書として、「インドのRCEPへの参加に係る閣僚宣言」も併せて発表された。RCEP協定書第20章9条（加入手続き）に基づき、RCEP発効日以降、インドによる加入のために開かれたものにしておくとしたほか、インド側の要請に基づき、署名後にいつでもインドと交渉を開始できること、さらにインドは加入に先立ちオブザーバーとしてRCEP会合に参加できること等を定めた。この取り決めは、インドがRCEP協定に加入するまで継続される。

関税が撤廃される。また、家電製品や化学品、繊維関連、鉄鋼製品、トラクター等について発効と同時に関税が撤廃される品目が存在することにも注目に値する。

一方、日本への輸入については、上述の工業品は既に日本の通常関税率が0%となっている

品目がほとんどであるが、関税が課されている化学品、繊維品、卑金属製品の関税が撤廃されることになっているため、中国や韓国からこれらの品目を輸入する企業にとっては、関税コスト削減の機会を有することになる。

物品貿易の合意内容

出所：外務省資料，各種報道を基に作成

日本からの輸出（中国・韓国市場へのアクセス）	
酒類	中国：清酒（40%）、焼酎（10%）、ボトルワイン（14%）、ウイスキー（5%）の関税撤廃（11-21年目） 韓国：ボトルワイン、清酒（15%）、ウイスキー（20%）、ビール、焼酎（30%）の関税撤廃（10-20年目）
自動車関連	中国：自動車部品の約87%の品目（対中輸出 5兆円）について関税を段階的に撤廃（即時-21年目） 韓国：自動車部品の約78%の品目（対韓輸出 1,900億円）について関税を段階的に撤廃（即時-20年目） ※一部を除き、乗用車は中国、韓国共に関税譲許対象外
家電	中国：オープン・電子レンジ（15%）、一部のエアコン（10%、15%）・洗濯機（10%）等の関税撤廃（11年目） 韓国：アイロンがけ用機械（8%）、皿洗機（8%）の関税撤廃（即時 or 10年目）
化学品	中国：診断用・理化学用試薬（4-5%）、ポリウレタンの一次製品（6.5%）、シリカゲル（5.5%）の関税即時撤廃 韓国：酢酸自動車セルロース*（5%）、ブタンガス（3%）の関税即時撤廃 *液晶ディスプレイ用保護フィルムの原料
繊維関連	中国：デニム生地（10%）、不織布（10%）の関税撤廃（11-16年目） 韓国：人造繊維の縫糸（8%）、大部分の綿織物（10%）の関税撤廃（即時 or 10年目）

日本への輸入（中国・韓国市場からのアクセス）

- 無機化学品、有機化学品、プラスチック製品等（1.6-6.5%）の関税撤廃（即時，11年目等）
- 糸、織物、衣類以外の繊維製品（2-12.6%）、衣類（4.4-13.4%）の関税撤廃（即時，11年目，16年目等）
- 銅、ニッケル、アルミニウム、鉛、亜鉛、すず等（2-7.5%）の関税撤廃（即時，11年目，16年目等）*韓国は一部対象外品目あり

また、日本が既に経済連携協定を締結しているASEAN加盟国やオーストラリア、ニュージーランドとの間でも、既存の協定では関税の引き下げがなされなかった品目がある一方で、RCEPでは関税の引き下げが約束された品目があることは大いに注目に値する。例えば、タイにおける一部の自動車部品等がこれにあたる。なお、ASEANをはじめとしたRCEP参加国は、

何れも積極的に他国との協定を締結している。物流が日本を介さない、所謂Out-Outの協定のメリットを検討する際には、将来的な適用関税率やサプライチェーンも念頭に置いた上で、300を超える既存協定とRCEPとの関税削減額の効果試算を比較した上で、個々の企業にとってベストな協定を選択することが重要となる。

解説

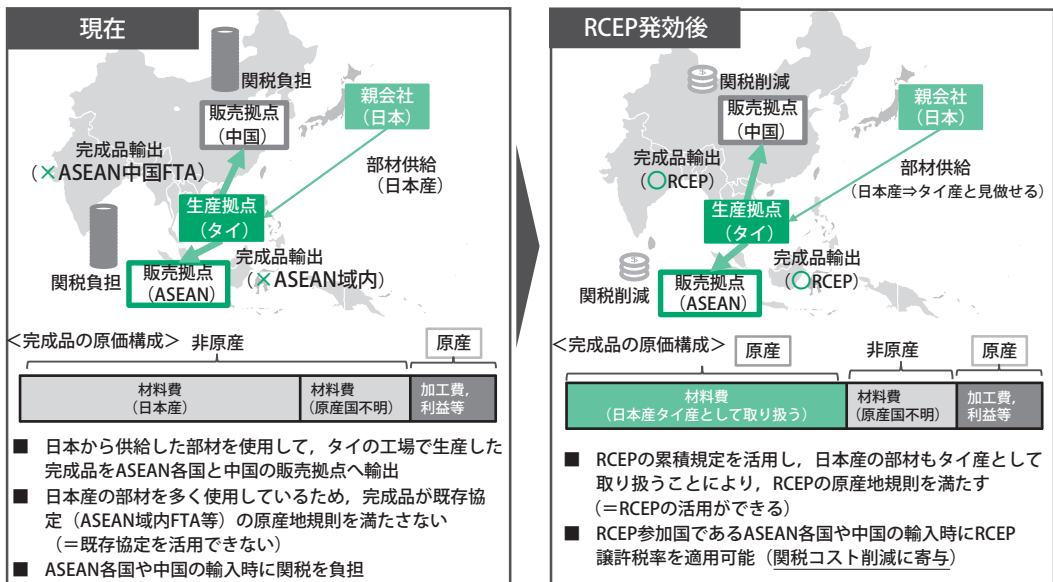
更に、ASEAN加盟国が関係するサプライチェーンにおいては、RCEPが規定する「累積原産地規則」を活用することにより、既存のサプライチェーンにおいては困難であった関税コストの引き下げが実現する可能性がある。

「累積原産地規則」とは、協定締約相手国の原産材料を使って生産をする場合に、自国の原産材料と見做して原産性の判断に参入することを認める規定である。RCEPの締約国である15カ国の原産品は、言わば「Made in RCEP」として、原産部品と見做すことが出来るのである。

例えば、下図のように、日本から調達した部品を用いてタイで製造を行い、中国等の他のRCEP締約国に製品を輸出している、といったサプライチェーンがあるとすると、このサプライチェーンにおいて、既存協定であるASEAN・

中国 FTAを利用して中国輸入時の関税の減免を受ける場合には、締約国であるASEAN加盟国と中国の付加価値を積み上げて協定が定める原産資格割合の閾値（輸出品目のFOB価格の40%等）を超える必要がある²。そのため、日本で調達した部品の価格が高額になる場合には、この閾値を超えることが出来ず、FTAの利用により関税を減免することが出来ない、というケースが見受けられた。しかしながら、このようなサプライチェーンにおいても、RCEPにおける累積原産地規則を活用すれば、締約国である日本で調達した部品を「Made in RCEP」として原産資格割合に入れることが出来るため、付加価値基準を満たすことが容易になる。

このように中国・韓国との輸出入や、ASEANを含めたサプライチェーンにおける新



2 FTAを利用するための条件として、付加価値基準が適用される場合。付加価値基準とは、締約国での生産により価値が付加され、この付加された価値が基準値以上の場合に当該国を原産地とする考え方。ASEAN-中国 FTAにおいては、輸入品目のHSコードにより、付加価値基準以外にもHSコード変更基準や加工工程基準等の異なる条件が適用されるため、実際にFTAを利用する際には、輸入品目のHSコードを確認の上で適用される条件を確認する必要がある。

たな関税コスト削減の可能性を秘めたRCEPであるが、無条件で関税の引き下げが可能になる訳では無い。協定が定める条件（原産地基準、直送基準）を満たし、必要な手続きを踏まえた上で、初めて関税引き下げのメリットを享受できることになる。特に、「Made in RCEP」となるための原産地基準については、品目（HSコード）毎に適用される基準が異なるため、先ずは輸入国におけるHSコードを確認した上で、必要な条件を確認する必要がある。

RCEPにおいても、他のFTAと同様に、輸入国税関が原産地証明の内容に疑義を持った場合に、その有効性の調査を行うことが出来る旨、規定されている（一般に、このような調査を「検認」と呼ぶ。）。検認の結果、RCEPの対象として関税の減免を受けた品目が実際には必要な条件を満たしていなかった、と見做されると、罰金を含めた追加関税の支払いやサプライチェーンへの影響といったマイナスのインパクトが発生する。場合によってはメディア等で取り上げられるといったレピュテーションの棄損にも繋がる。実際に、既存の協定においてこれまで検認を受けて莫大な追徴金の支払いを受けた企業が多く存在するのである。このような事態を防ぐためには、RCEPに規定される内容に基づいて原産地を正しく判定し、適切な手続きに則って証明をする必要がある。

中国や韓国の税関当局は、協定上の利用条件

を満たしているか、また、HSコードや通関申告時の課税標準（関税評価額）が適正か、という点について厳しく確認を行う傾向があり、RCEPの発効に伴い、これらの対応が更に厳格化することが懸念される。税関当局が輸入通関時の申告内容やRCEPの利用可否について疑義を持つ場合には、税関事後調査や検認が行われ、追徴課税や罰金の賦課、更にはサプライチェーンへの影響やレピュテーションリスク等にも繋がる可能性がある。

各企業においては、自社の現在および将来のサプライチェーンを踏まえたRCEPによる関税コストの削減メリットを確認すると共に、これらのコンプライアンスリスクを念頭に置き、早々に、既存協定における各品目の原産性の判定結果やHSコード、関税評価額が適正か否かを確認することが望ましい。FTAの適正な利用のためには物流、調達、生産、経理等の様々な部署が協力をして原産性の判定や原産地証明書の発給、書類の保管等を実施する必要があるため、協定発効前の今のタイミングで、原産性判定のための社内体制の整備、マニュアルやガイドラインの策定あるいは見直し、並びに書類の保管や検認を受けた場合の社内フローの確認等を行い、協定発効のその日から確実に、且つ適正に、RCEPのメリットを享受出来る準備を進めることが強く推奨される。

2. 税関手続き

RCEPにおいては、日本がこれまで締結してきた主要なEPA/FTAと同様、主要規定の一つとして、税関手続・貿易円滑化章が設けられている。

同章は、2017年2月に発効したWTO（世界貿易機構）の貿易円滑化協定（以下「TF協定」という。）と比べると、網羅性という意味では劣っているものの、全体としてみれば、特にRCEP対象地域において関心が高いと思われ

る事項について、先に締結・発効した環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「TPP11」という。）を、具体的に推し進めるための規定が定められていると言えるであろう。

WTOの2015年の年次レポートによれば、TF協定の完全実施により、貿易に係るコストを14.3%軽減できるとされており、平均関税率が先進国において約5%前後、中国、タイ等

解説

において約10%前後であることを踏まえると、RCEPの実施により、対象地域において関税削減と同等か、それ以上の貿易コスト削減効果が期待できるものと考えられる。

税関手続・貿易円滑化章の規定は、(1)一貫性・透明性・予見可能性の確保、(2)通関の迅速化・簡素化、及び、(3)税関協力の3つに大別できるところ、(3)については、税関間の協力規定であることから、これを除く2点について、TF協定や、日本が近年締結したTPP11や日EU EPA等の主要協定と比較しつつ、RCEPにおける同章の規定の特徴と企業にもたらされるメリット等について見ていくこととしたい。

(1) 一貫性・透明性・予見可能性の確保

①情報開示・一貫性の確保

TF協定やTPPと同様、RCEPにおいても、輸出入等に係る税関手続に関する情報について、容易に入手可能な方法(可能な限りインターネット)で公表する旨が定められている。また、その内容は、TF協定をほぼ踏襲する形で輸出入・通過手続・書式から異議申立て・審査請求まで網羅されており、TPP11と比べ、具体的な記載となっている。

一般的に、輸入手続を行う企業側から見ると、税関手続に関する情報は、税に関係するものでありながら、他の国税等と比べて情報が得られにくいという意見が多く、またそのことが現地への進出を阻害する要因の一つとなっているという指摘もある。情報の公表が不足している国においては、本章が解決に向かう一手となり得ると考えられるが、他方で、情報を公開している国であっても、一般的な情報に留まっており具体的でなく、実際の貿易実務を行う上での運用がわかりにくい場合もあり、実際にどのような形で実施されていくのか、注視していく必要がある。

また一貫性の確保について、自国全体において、法令の一貫した実施と適用を確保するため

の措置を採用・維持するように努める旨が定められた点は、RCEPにおける新たな事項として評価すべき点と言える。具体的には、地方税関官署間での法令の一貫適用を確保するための制度を構築することが望ましいとされており、日本税関でいえば、評価、分類、原産地規則、知的財産、AEO等について導入されているセンター機構の設置のようなものを指していると想定される。

アジア地域のとりわけ発展途上国においては、手続を行う税関官署や対応する税関の担当官により、解釈や運用の方法が異なる事例が見うけられることが、現地に進出している企業の懸念事項の一つとなっており、本章の実施は、現地進出企業の利便性向上につながるであろう。

②事前教示

TF協定では、事前教示の対象は、関税分類と原産地規則のみとされ、回答期限について具体的期間の定めはなかったが、TPP11では、この2つに加えて関税評価も事前教示の対象とされたほか、回答期限は150日以内、有効期間は3年間と、それぞれ規定された。RCEPでは、このTPP11の規定を更に前進させ、可能な限り90日以内に回答するとされた。

弊社が昨年6月にデロイトシンガポールとの共催により、アセアン地域の企業を対象に実施したWebセミナー(211社、249人参加)でのアンケート結果によれば、税関による事後調査で指摘を受けた企業のうち、約4割が関税分類、約3割が関税評価(ロイヤルティ、移転価格、原材料の加算漏れ等)、約1.5割が原産地規則に関するものであった。本章により、これら3つを事前教示の対象とすることが義務化され、90日以内に回答が得られることとなれば、輸入通関・事後調査時のリスク軽減、予見可能性の向上を目指す現地企業にとって朗報になるであろう。

なお税関手続・貿易円滑化章全体について、後述のとおり、開発途上国やLDC(後発開発

途上国)には、協定発効後、一定の猶予期間が認められているほか、法令適用の一貫性の確保に関する規定は努力義務である等、発効後、直ちにこれら全てが実施されるわけではない。また、事前教示については、手数料が必要であったり、手続の煩雑さを指摘される国もある。

しかし、中国や韓国等を含むRCEP各参加国が、現時点の自国の実施状況を認識し、これらを問題点として捉え、具体的な期限を定めて解決に向けて取り組んでいくことが、本協定で示されたこと、及び、これらの遵守状況について参加国間相互で監視(連絡・協議)されるようになることは、企業にとって、将来に向けた明るい材料である。

(2) 迅速化・簡素化

迅速・簡素な通関手続について、日EU EPAでは特段の定めがないほか、TF協定では腐敗

しやすい物品と急送貨物について、TPP11では一般貨物と急送貨物について、それぞれ規定されていた。

迅速化・簡素化に関連するその他の事項として、情報技術の利用、通関後の監査(いわゆる事後調査)、認定事業者(AEO事業者)のための貿易円滑化措置、所要時間調査、危険度に応じた管理方法等も盛り込まれている。記載されている内容については、概ね、TF協定又はTPP11を踏襲したものとなっており真新しさはないが、RCEP参加国間が協定に基づき取り組んでいく事項として、これらの項目が掲げられたことは、前述の一貫性・透明性・予見可能性に関する記載と同様に、参加各国の当局が目指すべき共通の方向性として認識されていることを意味すると考えられる。

税関手続・貿易円滑化章における主要規定の比較

		TF協定	TPP11	日EU	RCEP
一貫性 透明性 予見可能性	一貫性 情報の開示	税関手続に関する情報の公表	税関手続に関する情報の公表	税関手続に関する情報の公表	・税関手続に関する情報の公表 ・法令の国内一貫適用
	事前教示	・関税分類と原産地規則が対象 ・定められた期限内に回答(具体的な日数なし)	・関税分類、原産地規則、関税評価が対象 ・150日以内に回答 ・3年間有効	・関税分類と原産地規則が対象(関税評価は要加盟国同意) ・定められた期限内に回答(具体的な日数なし)	・関税分類、原産地規則、関税評価が対象 ・可能な限り90日以内に回答 ・3年間有効
迅速化 簡素化	貨物の引取り	可能な限り短時間での引取り(腐敗しやすいもののみ)	到着後48時間以内	(定めなし)	到着・必要情報の提出後48時間以内(腐敗しやすいものは6時間以内)
	急送貨物の引取り	可能な限り速やかに	書類提出後6時間以内	(定めなし)	到着・必要情報の提出後6時間以内

解説

(3) その他（実施時期）

TF協定においては、開発途上国やLDC（後開発途上国）は、協定が規定する義務を、自国の履行能力に応じて、実施時期を3つの区分に分類することができることとされている。

RCEPにおいても、税関手続・貿易円滑化章に定められた事項の実施時期について、ブルネイ、カンボジア、中国、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ベトナムの8か国については、各国が付属書四Aに記載した条項について、協定発効後、一定の期間内又は特定の期日までに実施することとされた。

同付属書に記載された事項等の概要は以下の表のとおりである。紙面の都合上、本紙で各国それぞれの記載事項について言及することは差し控えさせていただくが、各国の現時点での実施状況と今後の取組に向けた計画という観点から見ると、興味深い。

またTF協定や本協定等に基づく、税関間の技術協力規定と相まって、特に途上国に対し、現在実施できていない項目について、グローバルスタンダードを踏まえた水準に引き上げ、実施を促していく効果が高いと思われる。

実施のための期間が協定発効日以降に設定されている主要な事項（参加国別）

国名	具体的事項	国名	具体的事項
ブルネイ	認定事業者貿易円滑化 審査請求・異議申立て	ラオス	事前教示※ 物品の引取り※ 急送貨物※ 情報技術の利用※ 認定事業者貿易円滑化 危険度に応じた管理※
カンボジア	貨物の引取り※ 急送貨物※ 情報技術の利用※ 認定事業者貿易円滑化	マレーシア	急送貨物
中国	一貫性	ミャンマー	一貫性、透明性 税関手続 事前教示※ 物品の引取り※ 急送貨物※ 情報技術の活用 認定事業者貿易円滑化 事後調査※ 危険度に応じた管理※
インドネシア	事前教示 危険度に応じた管理	ベトナム	事前教示 物品の引取り 急送貨物※ 認定事業者貿易円滑化 事後調査

※については当該項目の一部について、実施時期を発効日以降にしているもの

実施までの期間は、最長で協定発効後、5年以内となっている事項もあり、RCEPが発効した後、各参加国がこれらの事項をどのように実

施していくのか、その取組状況について、引き続き注視していきたい。

3. 終わりに

RCEPは、ASEAN加盟国の過半数にあたる6カ国以上と、パートナー国（日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド）の過半数にあたる3カ国以上の国内批准手続きが完了したら発効することになっており、2021年中の発効が期待される。

これまでに述べてきた通り、RCEPは企業にとって貿易自由化に伴う関税コストの削減、及び税関手続きの整備による貿易コストの削減、並びに透明性の向上に伴うリスクの回避等、大きなメリットをもたらし得る。RCEP発効前の

今のタイミングが、自社のサプライチェーンにおける関税・貿易の対応状況を把握し、短期的なメリットに加え、中長期的にもどのようなメリットを享受し得るかを検証する絶好の機会であると言える。

なお、当該記事の意見にわたる部分は筆者の私見であり、所属する組織の公式見解ではない旨にご留意ください。